建学発 2000－第 0035 号
2000 年 3 月 14 日

建設省住宅局建築指導課
パブリックコメント担当　殿

社団法人　日本建築学会
壁式構造運営委員会
主査　松村　晃

建築基準法施行令の一部改正に関する意見

標記については、構造委員会の承認を得て、壁式構造運営委員会の責任において下記の意見・要望を提出いたします。

記

①第三号および第五号ハの各表において、各階の水平方向に作用する力 Pdi、Psi は、固有周期 Tdi および Tsi の数値に応じてそれぞれ３つの式で与えているが、３つの式の係数は告示レベルで規定し、施工令では下式のように係数 Sd や Ss として、それぞれ１つの式で与えるのがよい。

Pdi＝Sd・mi・Bdi・Z・Cs

Psi＝Ss・mi・Bsi・Fh・Z・Cs

〔理由〕

令状８８条の現行式（改正案でも変わらず）もシンプルな表現となっており、Ai や Rt を定める式は、告示で規定している。整合性の意味でも上記のようがよい。

②同条第三号ハの表で、Pdi の算定式にも減衰項の Fh（Fhd、Fhs の記号で損傷限界と安全限界で使い分ける）を考慮すべきである。

〔理由〕

壁式構造のように短周期構造物は、中地震時においても地盤との相互作用効果が大きいが、Pdi の式中に Fh が考慮されておらず、相互作用効果は固有周期の伸びでしか考慮できない。

現行の Rt も告示で「ただし書」があり、相互作用効果を間接的に考慮できるうようになっている。

③第三号では、「建築物の地上部分の各階に作用する水平力……」となっているが、第五号では、「建築物の各階に作用する水平力……」と、「地上部分」が記載されていない。損傷限界は地上部分の力を規定し、安全限界は地下部分も含む各階の力を規定していると解釈するのか。

④第三号および第五号で、mi の単位のみ「トン」となっているが、ニュートン単位とし、上記①中の Sd や Ss の単位の方で重力加速度を考慮した方がよい。他の記号の単位がすべてニュートン表示であり、mi のみトン表示が使用されており、奇異に感じる人が多いと思われる。

以　上